

京丹波で田舎体験 週末リフレッシュサイクリング 利用規約

本サイクリングイベント参加規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人京丹波町観光協会（以下「協会」といいます。）が主催、運営するサイクリングイベント（以下「サイクリングイベント」といいます。）に参加する参加者（以下「参加者」といいます。）に適用される規約です。参加者は、本規約に同意した上で、サイクリングイベントに参加するものとします。

なお、サイクリングイベントへ参加する権利を、第三者へ譲渡することはできません。

第1条（参加申し込み・要件）

- 1 参加を希望する方は、参加申し込み書に必要事項を記入のうえ、9月24日（月）午後5時までに、下記の申し込み先へメールまたはファックス、郵送、持参にてご提出ください。（電話でのお申し込みはお受けできません。）

【お申し込み先】

一般社団法人京丹波町観光協会事務局

（〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知色紙田 1-1）

メール：info@kyotamba.org ファックス：0771-89-1713

- 2 サイクリングイベントでは、協会のレンタサイクル（電動アシスト自転車）を利用させていただきます。
- 3 次の場合には、イベントへの参加申し込みは無効となります。
 - 1) 申込内容に虚偽があった場合
 - 2) 自転車への乗車ができない場合
 - 3) 本規約に違反した場合
 - 4) その他、協会がサイクリングイベントへの参加を不相当と判断した場合
（例：健康状態が極めて悪い状態等）
- 4 前項に基づきサイクリングイベントへの参加申し込みが無効となったことにより申込者に損害が生じた場合でも、協会は何らの損害を賠償しません。
- 5 10歳未満の方は参加できません。18歳未満の方は保護者の同意が必要です。小学生は、必ず保護者と一緒に参加してください。
- 6 身長142cm未満の方は安全上、協会のレンタサイクルのご利用不可となるため、サイクリングイベントに参加いただけません。ご了承ください。
- 7 走行中にふらつくなど、自転車での走行に不安のある方は参加できません。

第2条（参加料）

- 1 サイクリングイベントの参加料は参加者お一人あたり6,500円（税込）となります。
- 2 参加料には次のものを含まず

- 1) レンタサイクル利用料（傷害保険料含む）
 - 2) ランチ・カフェ代
 - 3) 農産物収穫体験料（お土産つき）
 - 4) 施設入場料
 - 5) ガイド料
 - 6) その他費用
- 3 参加料はサイクリングイベント当日、受付時に現金にて集めさせていただきます（領収書が必要な方は申込書にご記入ください。）
- 4 サイクリングイベントへ参加する権利を、第三者へ譲渡することはできません。

第2条（イベント内容の変更・中止・催行可否の連絡）

- 1 協会は事前の予告なく、本規約の内容を変更する場合があります。
- 2 協会は、事前の予告なく、サイクリングイベント内容又は日程等を変更することがあります。日程を変更する場合は、協会ホームページへの公表等、協会の選択する手段によって、参加者へ通知します。
- 3 協会は、運営上の事情、天災地変等の不可抗力、その他の事情によりサイクリングイベントを中止することがあります。この場合、協会ホームページへの公表等、協会の選択する手段によって、参加者へ通知します。
- 4 台風の接近が予想される場合や警報が発令された場合はイベントを中止します。前日17：30までを目安にメールもしくは電話にてイベントの開催有無をご連絡致します。

第3条（キャンセル規定）

- 1 実施日3日前までにご連絡頂いた場合キャンセル料なしとさせていただきます。
- 2 実施日の前々日、前日のキャンセルは全ての料金の50%をお支払いいただきます。
- 3 実施日当日のキャンセルは100%お支払いいただきます。
- 4 キャンセルのご連絡無しでご利用がない場合は100%お支払いいただきます。
- 5 キャンセル料は、協会が指定する金融機関口座にお振込みにて（振込手数料は参加者のご負担）お支払いいただきます。

第4条（禁止行為）

- 1 参加者による、以下の行為を禁止します。以下の禁止行為を行った参加者に対しては、協会職員等のスタッフから注意を行い、又は途中離団をお願いすることがあります。
 - 1) サイクリングイベントの運営を妨害する行為
 - 2) 協会及び他の参加者への迷惑行為
 - 3) 選挙活動

- 4) 他人への差別的言動
 - 5) 他人を誹謗中傷し、又は他人のプライバシーを侵害する言動
 - 6) 法令又は公序良俗に反する言動
 - 7) 協会に無断での撮影、録音行為
 - 8) 協会が実施する感染症対策に非協力的な行為
 - 9) その他、協会がイベント参加に不適切と判断する行為
- 2 前項に基づく協会の措置により、参加者に損害が生じた場合でも、協会は何らの損害を賠償しません。

第5条（個人情報）

協会は取得した個人情報について、漏洩、滅失、毀損等がないよう適切かつ厳重に管理します。

第6条（反社会的勢力の排除）

- 1 参加者は、次の各事項に該当する者でないことを確約します。
 - 1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）
 - 2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害等を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者
 - 3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- 2 参加者が前項の何れかに該当した場合、当社はイベントへの参加をお断りさせていただきます。

第7条（その他）

- 1 参加者は、サイクリングイベントが一般公道で行われる危険性を伴うイベントである事を承知の上、主催者が設けたすべての規約・規則・指示に従い、安全管理・健康管理に細心の注意を払ってイベントに参加します。万一、体調などに異常が生じた場合はすみやかに参加を中止します。18歳未満の参加者の安全管理・健康管理は保護者の責任において管理するものとします。
- 2 イベント及び付帯行事中に発生した死亡、負傷、その他の事故の場合にも自己の責任において一切を処理します。主催者・管理者並びに参加者・関係者を非難せず、また責任を問わないものとします。
- 3 サイクリングイベント中に主催者よりサイクリング続行に支障があると判断された場合、主催者の中止勧告の指示に直ちに従います。その他、主催者の安全管理・サイクリン

イベント運営上の指示に従います。また参加者が行事中に負傷したり、事故に遭遇したり、あるいは発病した場合には、参加者に対し応急処置が施されることを承諾し、その応急処置の方法および結果に対して、主催者に責任を問わないものとします。

4 参加者は、サイクリングイベント及び付帯行事中、当該参加者の所有物及び用具に対し、一切の責任を持ち、主催者及び他の参加者に対してその紛失、破損等の責任を問わないものとします。

5 参加者の重大な過失により、参加者が、サイクリングイベント及び付帯行事中、他人の所有物を紛失や破損した場合、当該参加者はその損害を賠償します。

6 主催者側の不備によるサイクリングイベント中の事故の補償は、主催者の加入する保険の加入範囲内でのみ、保険会社を通じ行われるものとします。

7 参加者は、強風、雨、降雪等の気象条件の悪化、天災、事件、事故等により、サイクリングイベントの中止または変更が生じても異存がない事を承諾し、その場合の参加費が返金されないことを承諾します。

8 主催者は、サイクリングイベント中の写真、映像、記事等を、テレビ、新聞、雑誌、インターネットメディア、ウェブサイト、ソーシャルネットワーク、印刷物等に自由に使用することができ、また協賛・関係者に使用させることができるものとします。

9 マスクの着用は個人の判断に委ねます。そのため、マスクをされない方との集団行動に抵抗のある方は、ご参加をお控えください。